

ひとり親家庭応援事業（8月14日（金）締切）

富山県委託事業 ひとり親家庭応援事業

ひとり親家庭を応援!!

富山県は「こどもまんなか社会」を推進しています。

申込み期限
令和8年
8/14金
まで

とみまるデジタルポイント

県内の約850店舗で食料品、生活用品等を購入できます

20,000円分
プレゼント!

申請はお早めに!

ポイントのご利用は令和8年9月30日まで

このマークが目印です

利用可能店舗はアプリ内の「加盟店一覧」よりご確認ください。

<span style="color: #ff0000;" data-olk-copy-source="

MessageBody">申請受付から、とみまるデジタルポイントの付与または応援セットの到着までは約1か月を予定しております。

【とみまるデジタルポイントをご利用される皆様へ】

利用決済アプリ「TOYAMA ONE Wal
let」では、各マネー、ポイントによって

利用できる店舗が異なる場合がございます。

ポイントの利用にあたっては、アプリの「加盟店
舗一覧」画面にて、

利用できる店舗を必ずご確認の上、ご利用くださ
い。

とみまるデジタルポイント利用可能店舗はこち
ら
<https://hitorioyana-tyoama.jp/rwlm>

とみまるデジタルポイントの利用期限は令和8年9月30日（水）まで

1.対象

申請日において、県内に在住し、以下のいずれかを満たす方

児童扶養手当を受けている方（対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和8年3月末に資格喪失となった児童扶養手当受給者を含む）

平成19年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等（ 1 ）で

・ 公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していないが、収入が 同じ水準の方

（ 1 ）ひとり親等：以下のア）～カ）のいずれかに該当する方）

ア）父母が婚姻（法律婚・事実婚）を解消した児童を養育している

イ）父または母が死亡した児童を養育している

ウ）母が婚姻（法律婚・事実婚）によらないで懐胎した児童を養育している

エ）父または母が障害（障害年金1級）の状態にある児童を養育している

オ）父または母が配偶者からの暴力（DV）に関する保護命令を受けた児童を養育している

カ）父母が離婚を前提に別居している児童を養育している

2 . 申込期間

令和8年3月31日（火）～令和8年8月14日（金）まで（ 郵送は必着、インターネットは23時59分まで）

3 . 「TOYAMA ONE Wallet」アプリの準備について

<tdstyle="width:100%;"><p><spanstyle="color:#ff0000;">「TOYAMAONEWallet」アプリのダウンロードに関する注意

「TOYAMA ONE Wallet」アプリ

のダウンロードに関する注意

以前に「とみまるデジタルポイント」や「とみいくデジタルポイント」等を使用したことがあれば、アプリ（アカウント）はそのまま使用できます。既に利用されたことがある方は既存のアカウントをそのまま利用いただくようお願いいたします。（アプリを削除している場合は再度ダウンロードお願いします。ログイン時にGoogleまたはAppleのアカウントを選択する画面が出てきますので、以前利用したアカウントでログインしてください）
同じアカウントであれば同アプリ内で残っている他ポイント等も支払い時に合算して使用が可能です。

「TOYAMA ONE Wallet」アプリをダウンロードしてください。

「TOYAMA ONE Wallet」の利用規約及びプライバシーポリシーについて「同意する」にチェックし、「同意して進む」ボタンを押してください。

新規登録画面にて「Googleでログイン」または「Appleでサインイン」を選択してください。

「Google ID」または「Apple ID」を入力してください。

「TOYAMA ONE Wallet」アプリの説明画面が3枚表示されますので、「次へ」、「次へ」、「完了」をタップしてください。

ホーム画面下部の「メニュー」をタップしてください。

メニュー画面で、ユーザーIDの「コピー」をタップしてください。

ポイント申請時にユーザーIDの入力が必要になります。(ペースト・貼り付けでID入力してください。)

TOYAMA ONE Walletアカウント作成手順について

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/g3nk>

ユーザーIDのコピー方法について

TOYAMA ONE Wallet アカウント作成手順

アプリアカウントの作成



1

4 . 申込方法

インターネット

下記「5 . 必要書類（本人確認書類、要件確認書類）」を準備し、「6 . 申請フォーム」よりお申込みください。

郵送

申請書(pdfファイル)をダウンロードし、下記「4 . 必要書類（本人確認書類、要件確認書類）」を添えて事務局まで郵送してください。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/68a>

5 . 必要書類(フローはこちらから)

>

1 本人確認書類

申請者の運転免許証（裏面記載がある場合は裏面も）、マイナンバーカード（表面）のいずれかのコピー（画像）

2 要件確認書類

児童扶養手当の支給を受けている方（「1.対象」で に該当する方）

・「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当手当額改定（令和8年4月分からの手当額改定）通知書」のいずれかのコピー（画像）

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町にお住まいの方は、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」のコピー（画像）でも受け付けます（【注意】受給資格者名や受給資格有効期限、通知日がわかるように「資格証を開いて」コピー等してください。）

対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和8年3月末資格喪失となった児童扶養手当受給者の方は、「児童扶養手当資格喪失通知書」のコピー（画像）でも受け付けます（ただし、全部支給停止者の方は除きます）

平成19年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で、収入が児童扶養手当受給者と同等である場合（「1.対象」で以下の【A】と【B】が必要です。

要件確認書類【A】

・申請者と児童の戸籍謄本（抄本）及び申請者・児童が属する世帯全員の住民票（いずれも発行から1か月以内のものとしてください。コピーや画像添付不可）

児童扶養手当受給資格認定を受けているが、手当が全部支給停止となっている方は、「児童扶養手当支給停止通知書」のコピー（画像）でも受け付けます（受給資格者名や支給停止の期間、通知日がわかるようにコピー等してください。）

魚津市、黒部市、砺波市、南砺市にお住まいの方は、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」のコピー（画像）でも受け付けます。（【注意】受給資格者名や受給資格有効期限、通知日がわかるように「資格証を開いて」コピー等してください。）

要件確認書類【B】

・簡易な収入額の申立書（別紙様式）及び直近の給与明細書（コピー・画像）、年金振込通知書（コピー・画像）等の収入額がわかる書類

様式：

・簡易な収入額の申立書【公的年金給付等受給者用】PDF、

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/u59x>

・簡易な収入額の申立書【児童扶養手当受給者相当の収入の方用】PDF、

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/j6y0>

【注意】

- ・給与明細書は、申請者名、給与支給年月、給与支給総額、給与支給者がわかるようにコピー等してください
- ・年金振込通知書は、申請者名（年金受給者）、年金支給額、通知日がわかるようにコピー等してください。

その他（富山市、高岡市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町にお住まいの方）

・児童扶養手当は受けていないが、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」をお持ちの方は、【A】と【B】に変え

て、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」のコピー（画像）でも受け付けます。（<span style="co

lor: #ff0000;">【注意】<span style="color: #ff000

0;">受給資格者名や受給資格有効期限、通知日がわかるように「資格証を開いて」コピー等してください。</

span>)

 児童扶養手当を受けておらず、ひとり親家庭医療費受給資格証も持っていない方で、以下 ~ のいずれかに該当する場合は、【A】、【B】に加え、追加資料が必要です。

申請者の配偶者が障害（障害年金1級）の状態にある（ひとり親ではない）方
年金額改定通知書（R6.6発行のもの）または、年金証書または、年金決定通知書のコピー（画像）

申請者がDV被害に関する保護命令を受けた

保護命令決定書の謄本及び確定証明書

父または母に代わって児童を養育している

養育申立書（様式 PDFファイル、

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/lek1>

父母が離婚を前提に別居している児童を養育している

申立書（様式 PDFファイル、

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/jnt2>

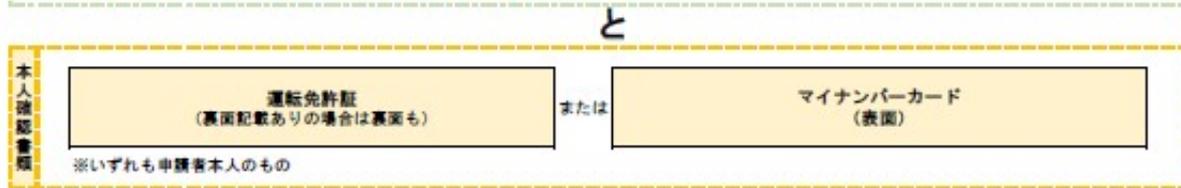
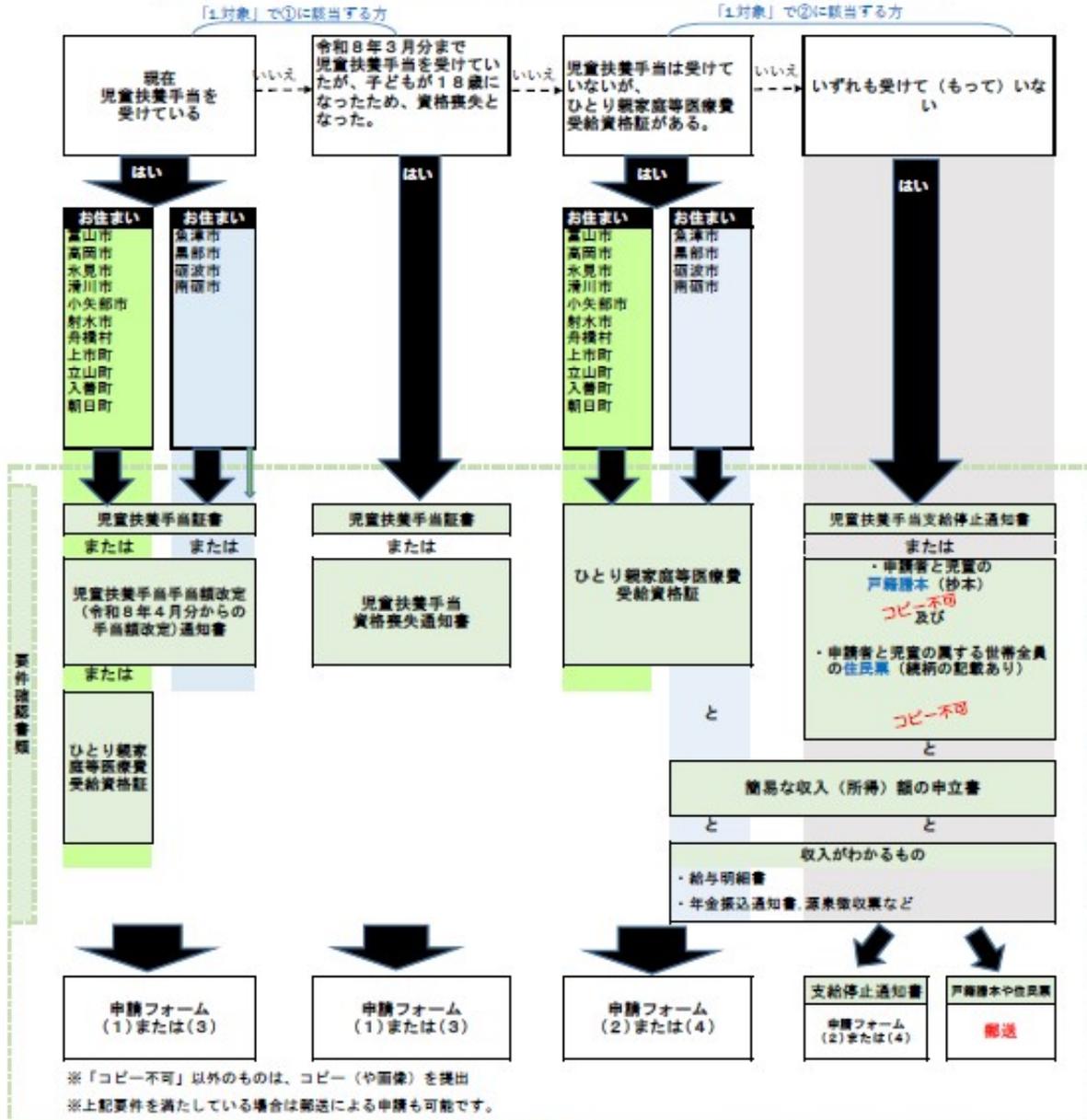
対象児童の全てと別居(国内に限る)している

別居監護申立書（様式 PDFファイル、

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/aqr7>

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/dda2>>必要書類確認（フロー）

児童扶養手当を受けているまたは、ひとり親家庭等医療費受給資格証をもっていますか？



その他必要書類(「いずれも受けて(もって)いない」方で、かつ以下に該当される方)

申請者の配偶者が障害(障害年金1級)の状態にある方(ひとり親ではない)	年金額改定通知書(R6.6発行のもの)または、年金証書または、年金決定通知書
申請者がDVに関する保護命令を受けた	保護命令決定書の原本及び確定証明書
父または母に代わって児童を養育している方(養育者)	養育申立書(様式①)
父母が離婚を前提に別居している児童を養育している	申立書及び離婚調停関係書類
対象児童の全てと別居(国内に限る)している	別居監視申立書(様式②)及び対象児童の健康保険資格確認書等(申請者が被保険者(世帯主))のコピー(番号をぬりつぶすこと)

「TOYAMA ONE Wallet」のユーザーID及び必要書類を準備して入力を始めてください。

 (【注意】ひとり親医療費受給資格証を添付される方は、資格証を見開いた状態で撮影してください。)

<申請フォーム1 : とみまるデジタルポイント希望>

(1) 児童扶養手当受給者の方(「1.対象」 に該当する方)でとみまるデジタルポイントを希望される方は **<https://hitorioyanavi-toyama.jp/wqu6>**

<申請フォーム2 : とみまるデジタルポイント希望>

(2) 平成19年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で収入が児童扶養手当受給者と同等の方(「1.対象」 に該当する方)のうち、ひとり親家庭等医療費受給資格証または、児童扶養手当支給停止通知書をお持ちの方でとみまるデジタルポイントを希望される方は **<https://hitorioyanavi-toyama.jp/1erl>**

戸籍謄本(抄本)や住民票の添付が必要な方は、郵送受付のみとなります。(申請フォームをご利用いただけません)

申請書(pdfファイル)をダウンロード

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/68al>

<とみまるデジタルポイントを受領できない方>

障害等により、スマートフォンを使用できない(所持していない)方

以外の経済的な理由等により、スマートフォンを所持していない方

その他、特別な事情がある方

<申請フォーム3 : 応援セット>

(3) 児童扶養手当受給者の方(「1.対象」 に該当する方)で応援セットを希望される方は **<https://hitorioyanavi-toyama.jp/zcov>**

<申請フォーム4 : 応援セット>

(4) 平成19年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で収入が児童扶養手当受給者と同等の方(「1.対象」 に該当する方)のうち、ひとり親家庭等医療費受給資格証または、児童扶養手当支給停止通知書をお持ちの方で応援セットを希望される方は **<https://hitorioyanavi-toyama.jp/pkw6>**

戸籍謄本（抄本）や住民票の添付が必要な方は、郵送受付のみとなります。（申請フォームをご利用いただけません）

申請書(pdfファイル)をダウンロード

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/68al>

（個人情報の取扱い）

申請書に記入（入力）された内容は、とみまるデジタルポイント提供または応援セット発送以外の目的に使用しません。

プライバシーポリシーはこちら

<https://www.pref.toyama.jp/1021/kensei/kouhou/privacy.html>

（お問合せについて）

「TOYAMA ONE Wallet」アプリに関する登録・トラブルについて

TOYAMA ONE Wallet 事務局 TEL:050-8882-6960 (平日10:00 ~ 17:00)

TOYAMA ONE Wallet ホームページはこちら

<https://toyama-one-wallet.jp/>

とみまるデジタルポイント

お申し込みに関してご不明な点がございましたら、下記のとみまるデジタルポイント申請受付事務局までお問合せください。

なお、とみいくデジタル

ポイント事業事務局とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

申請先・問い合わせ先

呉西

とみまるデジタルポイント申請受付事務局

〒930-0094 富山市安住町2番14号北日本新聞社ビル3階 株式会社北日本新聞開発センター内
連絡先：076-411-5576